

草津市住民投票条例（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

1. 実施期間 : 平成24年10月1日（月）から平成24年10月31日（水）まで
2. 提出通数 : 3 通（窓口提出 1通、ファクシミリ 1通、メール 1通）
3. 意見総数 : 3 件
4. 意見の内訳 : 別添のとおり（意見は要約してあります）

【全般】

意見	市の考え方
<p>（投票資格者について） この住民投票は、地方の選挙権を有する者とあるが、現在の在日外国人はこの投票には参加できないということであっているか？市政などへ在日外国人などが内政干渉してこないかどうか心配である。</p>	<p>本市の住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つであるとして、あくまで二元代表制を前提とした枠組みの中で実施されるべきであるものとして、公職選挙法に基づくこととしており、投票資格者に外国人の方は含まれておりません。</p>
<p>（投票資格者について）</p> <p>① 市民（住民）は、地方自治体を構成するメンバーである。法の下で自治活動を行う、言わば「地域倶楽部」のメンバーが市民（住民）で有ると思う。彼らは、倶楽部の会費（＝住民税、固定資産税など）を納め、様々な場面で自治活動に参加し、地域の発展と住み良いまちづくりに寄与している。この様な“地域クラブ”のメンバーの自治活動においては、国籍条項は全く関係がない。もしその活動を行う際に、国籍有り成人市民以外のメンバーを排斥するならば、それは紛れもない「外国籍市民差別」である。また、国籍有り成人市民以外のメンバーを排斥する事を是とするならば、そもそも彼らの永住権を国や地方自治体が認める事自体が問題で有るという事になってしまう。この事を踏まえると、住民投票の資格者を国籍有り成人市民に限定するという事は、住民投票という手法に依ってメンバーの意思を確認しようとする際、必然的に一部のメンバーの声に耳を傾けない事になり、これはクラブ運営上有ってはならない事であると思う。</p> <p>② 【条項のねらい】には、「とりわけ、住民投票制度は、地方自治の基本で有る間接民主制を補完する為の市民参加制度の一つで有る事から、あくまで二元代表制を前提として、其の枠組みの中で実施されるべきで有るもの」と有るが、住民投票制度を「地方自治の基本で有る間接民主制を補完する為」のものにしなければならぬならば、寧ろ、地方自治体の構成員（メンバー）でありながら、地方参政権（選挙権、被選挙権）が認められていない国籍有り成人市民の意見も反映出来る制度にしなければいけないのではないか。</p> <p>③ 住民投票の資格者を市議会の議員および市長の選挙権を有する者だけに限定することで外国籍市民（メンバー）から内政干渉が起きる可能性を回避したり、外国籍市民（メンバー）に地方自治体が乗っ取られる可能性を回避したりといった馬鹿げた考え方をもとにこの条項案が提案されているのなら、一市民として非常に情けなく思うし、「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言が空しく聞こえる。</p>	<p>① 住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つであることから、あくまで二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきであるものと考えております。</p> <p>ただ、住民投票という参加手法のほかにも、さまざまな市民参加の手法があり、外国人の方に対しましても、市民参加の機会を保障しております。</p> <p>② 住民投票の投票結果は、議会や市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられ、住民投票の投票資格が選挙権と同一でない場合に、住民投票の対象事案が選挙においても争点となったとき、双方の投票結果が異なるものになると混乱を生じさせることから、住民投票制度の安定性、信頼性を確保する観点から本市の住民投票制度においては公職選挙法に基づくこととしたものです。</p> <p>③ 本市の住民投票制度は、御指摘のような考え方に基づいたものではなく、上記の理由によるものです。</p>

意見	市の考え方
<p>(投票資格者について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年8月草津市市民参加条例に関する提言書の市民の定義 ・草津市市民参加条例(案)の市民の定義 ・2012年7月9日、新しい在留管理制度の導入により、在留カードの交付に伴い外国人登録制度が廃止となり住民基本台帳制度に変わるにより(日本人と同じ様に住民票発行)地域住民あるいは外国人市民である。 ・市民税を払っている(義務と権利) ・日本では外国人の投票権を認める条例を制定している地方自治体は沢山ある。 <p>以上の理由等で永住外国人には投票権を与えるべきではないか。</p>	<p>市民参加条例は、市政への参加を円滑に進める手続きを定めるものとして、年齢や国籍など市民が有する多様性の尊重を前提に捉え、多様な市民を対象としております。一方、住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完するための市民参加制度の一つであることから、あくまで二元代表制を前提とし、その枠組みの中で実施されるべきであるものと考えております。</p> <p>なお、住民投票の投票結果は、議会や市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられ、住民投票の投票資格が選挙権と同一でない場合に、住民投票の対象事案が選挙においても争点となったとき、双方の投票結果が異なるものになると混乱を生じさせることから、住民投票制度の安定性、信頼性を確保する観点から本市の住民投票制度においては公職選挙法に基づくこととしたものです。</p> <p>ただし、住民投票という参加方法のほかにも、さまざまな市民参加の手法があり、外国人の方に対しましても、市民参加の機会を保障しております。</p>